

議事日程(第2号)

平成25年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第49号 尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託の廃止について
- 日程第2 議案第50号 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型 尾鈴地区)の事務の委託について
- 日程第3 議案第51号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第4 議案第52号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について
- 日程第5 議案第53号 社会教育委員設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 高鍋町債権管理条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第56号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第49号 尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託の廃止について
- 日程第2 議案第50号 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型 尾鈴地区)の事務の委託について
- 日程第3 議案第51号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第4 議案第52号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について
- 日程第5 議案第53号 社会教育委員設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 高鍋町債権管理条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第56号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
-

出席議員(15名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 水町 茂君 | 2番 徳久 信義君 |
| 3番 岩崎 信や君 | 5番 緒方 直樹君 |
| 6番 池田 堯君 | 7番 中村 末子君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 後藤 隆夫君 |

11番 青木 善明君
14番 時任 伸一君
16番 津曲 牧子君
18番 山本 隆俊君

13番 永友 良和君
15番 八代 輝幸君
17番 柏木 忠典君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	森 弘道君	政策推進課長	……………	壺岐 昌敏君
建設管理課長	……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	…	長町 信幸君
産業振興課長	……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	宮崎守一朗君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	原田 博樹君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	三嶋 俊宏君	社会教育課長	……………	中里 祐二君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。

只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第49号

日程第2. 議案第50号

日程第3. 議案第51号

日程第4. 議案第52号

日程第5. 議案第53号

日程第6. 議案第54号

日程第7. 議案第55号

日程第8. 議案第56号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止についてから日程第8、議案第56号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上8件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第49号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。この条例は50号ともリンクするので、ここでお伺いさせていただきますと思います。

国営事業のダムの管理体制の移行に伴う変更だとの認識は持っておりますけれども、事業区域内における水の確保は十分になされるのか、お伺いを、確認をしていきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。お答えいたします。

事業区域内におけます水の確保についての御質疑だろうと思っております。

国営事業は、貯水量それから完成水路につきまして、計画諸元どおり完成しておりますんで、試験湛水等も済ませており、その結果も順調であり、区域内における水の確保は十分であるというふうに認識をしております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） なぜ、このようなことをお伺いするのかという一番大きな理由は、この尾鈴土地改良事業に伴う水の配水について、高鍋町もいよいよ染ヶ岡に水が来るだろうということで、町長のほうからも提案がありましたけれども、やはり一番末端部分にあるところとしては、水の確保が一斉、例えば、ことしの夏のようにすごいひでりが続く状況が続けば、水が本当に末端部分まで配水されていただけるんだらうかという心配があるわけですね。

だから、確かに隧道も掘って横から水を確保すると、切原だけでは足りないということでも確保するという説明をされましたけれども、私はどうしても染ヶ岡の皆さんに、やっぱりこの計画を、お金を出しただけで水が来なかったという状況がないように、確認をしながらいかなければならないと思っているので確認をしたわけです。

再度、その確認は行われているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。御質疑の意図よく理解いたします。

このダムの貯水量に関しましては、通常、平年の降水量をもとに参考にして、必要水量等算出した上で、もちろん受益面積を判断した上でですけども、その上で計画をしております。

もし、物すごいその渇水期のときに、十分判断、対応できるかどうかといったときに、

これはもちろん当然、一ツ瀬のほうでもやっているように、水の節水とか、時間での断水とか、こういった協力をお願いしながら対応していくことになるのかと思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第50号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） では、変更に伴う高鍋町の負担金、これについての変更はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。操作体制整備型の事業が終了しまして、管理体制整備型への移行に際しまして、高鍋町の他町との負担割合に関しましては受益面積案分で算出でございますので、そのことに関しましての変更はございません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありますか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。今、中村議員の質問に関連しますけれども、これ債務負担行為で一応、来年度の20万円と上がっておるようですが、これ1年限りで20万円ということでもいいのか、それとも何年もかかる状況があるのか。

それと、総額、川南町に委託するんだと思いますが、都農とも入れて、総額幾らぐらいの予算になるのか伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。確かに、今回、債務負担行為で上げております。これは年々変化はすると思いますが、限度としましては、4年単位ごとに、4年だったか5年だったか、切りかえ等になっていくものだろうと思っております。

そして、その金額、総体金額でございますが、今年度分に関しましては1,700万円ほどということでございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。それでは、なぜ債務負担行為の段階で、1年、26年度だけ組んでおられるのか。20万円という限度額ですよ、債務負担行為は。それで足りるんですかね。今、課長言われた一千何百万円ということになると。私が聞き及ぶところによると、川南町のその予算には129万円相当が出ておるんですが、単位がちょっと違うと、1桁違うんじゃないかと思うんですが、確認をしたいと。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。年間の必要な、先ほどの金額等のもので、26年度自体は実際が400万円ぐらいになるかと思いますから、そういった部分で、川南町さんがどれぐらいの金額になったかというのは定かではございませんが、案分率といましようか、計算上がそれぞれ先ほどの面積等で案分をしておりますし、支援事業、そ

れから推進事業、計画更新事業、それぞれの率の中で、率が違っております、その事業ごとで違っております。

ただ、計画推進については、国と県だけの費用でございますから、持ちますんで、あとは推進活動費、それから支援事業については多面的経費の部分が補助率自体が変わってまいりますから、率がそれぞれ町では違ってまいります。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。これは、行政事務の中に入るわけですね。これ書いてあるように、補助の申請事業の申請をすとかいうことでの事業費ということで理解していいんでしょうかねえ。

ほかに、もし今の補助金の申請以外に事務費として使うものは、ほかにあるんですか。私の考えでは、経常賦課金との関係で、経常賦課金は当然組合員が払うということになると思いますが、事務をする段階では、補助の申請等の事務費ということで理解していいんでしょうかねえ。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。全体、今回のこの事業費の分の全体の経費というのは当然、運営費等も含めて変わります。その中での今回のこの操作管理体制の分の事務費といいますのは、事務費のうちの、要は例えば、農家以外の方がその管理のほうに変わるような推進をすとか、あと、災害等の対応にどういったもので管理をしていくかといった多面的なものに使う運営の管理、こちらのほうの分を、だけを補助をすという事業が新たにできたということで、それに対応してるもの。ですから、その部分は差し引いた形での事務費ということになろうかと思えます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第51号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 5年間の指定管理となるようなんですけれども、その根拠はどこにあるんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 政策推進課長。高鍋町の公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針というのがありまして、指定期間を短期間の場合ではおおむね3年前後、長期間の場合には5年前後としております。

御承知のとおり、当施設は福祉団体等の利用が最も多い施設の一つであり、利用者の利便性が図られ、開設以来管理を行っている当協議会がノウハウを蓄積しており、引き続き適切に管理運営できると判断し、期間を5年間としたものでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第52号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほどと同じく、3年間という根拠は何か。

また、老人福祉館などに対する指定は5年間であるのと先ほど答弁がありましたけれども、指定の内容がどう違うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 政策推進課長。先ほども申しあげましたように、公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針で、短期の場合は3年前後、長期の場合は5年前後としております。御承知のとおり、一時期の温泉ブームに陰りが見られる中で、口蹄疫やレジオネラ菌発生等による休館、それに伴う入湯者の減少、貸付金を受け、また皆様からいただきました御意見等をもとに、役職員一体となった経営改善、集客力アップに積極的に取り組んでいるところであり、改善計画の効果等を見据え、期間を3年間としたものであります。なお、指定の内容については変わりはありません。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） できれば、3年間で経営改善策も含めて見ていくという状況があるようなんですけれども、貸付金の返還も含めて、どういうふうに3年間という根拠になったのかということ、もっと詳しく知りたい部分があるわけですよ。

というのは、3年間で見ていくといっても、もう3年間で改善できなかった場合は、じゃあどうするのかということまで話し合っ、これはちゃんと指定管理者との話し合いを行っていくべきじゃないかなというふうに思うんですね。その間の話が、どういう話し合いが行われているのかということが、私は知りたいわけですよ、基本的には。

そうしていかないと、片一方は5年間、まあ、言い方は悪いけど信頼している、もう引き続き出してもいいというような状況と。でもどっちにしても、社会福祉協議会にしても、老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館、これについても利益を生むものではないというふうに判断をしてるんですね。

したら、貸し付けを行うときに、総合交流ターミナル施設に貸し付けを行うときに、「福祉」という部分を、私、町長入れられたような記憶があるんですね。それから考えたときには、これは上記の51号と同じ考えを持っていく必要があるんじゃないかなと。

確かに先ほど、政策推進課長がお答えになりましたけれども、できれば短期で改善できなかったら、じゃあどうするのかと、そこをどうするのかという話し合いがあって3年間にされたのなら、私も理解できるんです。しかし、経営改善を望むのであれば、そこ3年ぐらいで経営改善ができるはずもないし、そして、新たに入湯税を取らないという状況の中で、それは福祉も関連あるというところで関連づけてされたわけですから、そのときに。

だって、一致した考えでやっていかないと、このときにはこれ、このときにはこれ、こ

のときにはこれというふうに変えられてしまうと、一体何を根拠に考えればいいのかなどというふうに思ってしまうじゃないですか。あのときには福祉でおっしゃったんだから、福祉的要素をもって黒字にはならないだろうというふうな判断を持って入湯税は払わないということに、免除するという形でとられたわけですから、それであれば、福祉の項目があるのであれば、じゃあ5年間という形でも悪くはなかったっちゃんないかなというふうに、私はこれを見たときに思ったんですよね。

だから、3年間とする根拠が何なのか。改善が見られなかったら、じゃあその後、どうするのかというところまでお話し合いをされたのかなって。また3年間、次に引き続きしますと。3年間3年間で短期で見えていきますということになってくると、これはやはり、だまし絵ではございませんけれど、そういうふうな形で、今見えるものをとりあえず取り除いておこうというような安易な考え方で町政運営がなされていくというふうに、私は見えてとれるわけですよ。

そこから考えたときに、なぜ3年間かという根拠をしっかりと示していただかないと、3年間見て、その後、改善されないようであれば、こういうふうに考えているんだということもしっかりとここでお示し願えれば、ああ、そういう気持ちがあったから3年間としたんだなど。ずるずるとやっていかないんだなというふうに思うわけですよ。だからそこを、ちゃんとどういうふうに話を、単純に一番短い期間である3年間にしたということでは、私は納得できない状況なんです。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時20分休憩

.....

午前10時23分再開

○議長（山本 隆俊） はい、再開します。

政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 政策推進課長。先ほども申しあげましたとおり、高鍋町の公の施設の指定管理者の導入に関する指針ということで、短期間の場合には3年、長期間の場合には5年ということをしてしておりますので、その中で3年間としたところですが、先ほど言いましたとおり、いろんな、今、経営改善、集客力アップに積極的に取り組んでいるちゅうようなことで、改善計画の効果を見据えて今後もやっていくというようなことでしております。そういうことで3年ということになったものです。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時24分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。今の御質問ですが、今の政策推進課長のほうからありましたように、3年と、経営改善を見ながら3年で今回指定をしたいという理由、理由といますか、これ皆さん当然わかるように、今経営改善に取り組んで、議会のほうからも、経営改善に取り組んで、しっかりしなさい、ということも言われておりますし、また町民のほうからもそういう願いはあろうかと思えます。

この温泉については、そういう形で、今後、経営改善に努めながら、よりよい運営をしていくということを考えながら進めなければなりません。それで、今回、まあ5年と3年という指定期間の違いがありますが、今回3年で指定を承認いただいて、その中でより一層改善に努め、またその後は、改善をしながらよりよい運営をしていけば、次についてはまた5年でスパンがありますので、お願いしていくということになろうかということ、今回については、執行部としては3年でお願いをしたいという提案でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私は、入湯税をやはり福祉を入れて、要するに、減免した、免税とした状況の中で、先ほど答弁でもあったように、この温泉については本当に入湯者も減って、改善策も確かに議会でもしっかりと話し合いをしてきて、御提案をし、その改善策にのっとった形で、いろんな変化が生まれつつある状況ではあると思うんです。だから私が聞いたかったのは、例えば3年間とした理由というのの中に、そこの3年間でした理由というのが何かというところで根本的なところなんです。

私は、できれば、福祉に入れられた状況の中で、私は5年間とすべきじゃないかなというふうに思ったのは、やはりもう少し長期的なスパンで見えていかないと、この改善計画やらを実行していくに当たって、非常にやはり無理をさせるんじゃないかと、あそこで働いてる人たちも含めて、だから利益追求のみにだけに走って、そこの福祉の分野で例えば、対応が悪くなったりとか、いろんなことが悪くなったりとか、レジオネラの問題もそうなんですけれど、やはり一つ一つを細かく見ていくと、やはり余りにも利益に走ってしまうと、というところが、あのときに私も仕方がないかなと思った部分ではあるんです。だけど、あそこでやっぱりみんな町長も福祉っていう文言を入れて、福祉的な分野も含まれるところもあるんだというところで、やっぱり入り込んだと思うんです。

だからそこで、皆さんも納得された部分もあったわけですから、私はやはりあそこで働く人々のことを考えたりする場合に、やはりここでは3年間っていうのは厳しくしてるよという状況を見せたいという思いがあるのかもしれませんが、できれば5年間という長期的なスパンの中で、私は経営改善策なりいろんなものを、しっかりとこれはみんなが注視していく状況というのをつくるほうが、より効果的な、私は指定管理者の制度になるんじゃないかなと。余り厳しくしてしまうと、その辺がもうやってくれる人がいなくなるという状況が生まれてくると、後々が困った状況になる、あそこがなくなるという状況にも、ひょっとしたらつながるんじゃないかということまで私は先ほどの答弁で考えたんで

す。

だから、そういうことを考えたときには、違うよと、経営改善のみをちゃんとやってるかを点検する意味で3年間なんですよと、あそこを廃止するつもりはありませんよとかいう形をきちっと、私、答弁をいただければ、逆に5年間としなかったところへの執行部の考え方も理解できるんです。

しかし、やっぱり私は、社会福祉協議会のほうも5年間というのであれば、福祉関係の分野であれば、私は5年間というのが妥当じゃないかなというふうに思ったものですから、なぜ3年間としたのかという理由が詳しく知りたいと。だから廃止も考えてるよということであれば、ああ、そうなのかと、町長はそこまで考えてるのかというふうに、私はなると思うんです。だから経営改善策と言われれば、そこまで考えると思うんです。どうしても利益が上がってこなければこうしますよとかいうふうな、議員の皆さんの中にも、できればやはり入湯税は納めていただきたいという思いがある。

しかしまた、入湯税を高鍋町に払わないにしても、入湯税分のお金については、利用される方へ還元してほしいという意見も、町民の皆さんの中にはあるんです。だから、利益が上がってくれば、入湯税そのものも利用者の皆さんに還元するという意味で、150円は下げられないにしても100円ぐらいは引き下げますよとかいう形が、ひょっとしたら出てくるのかなと思ったんです、提案理由の説明の中に。それは出てきませんでしたので、質疑をするしかないなというふうに思ったんです。

だから長期的な考え方が、やはりここでは理解できないという状況がありましたので、質疑をしたんです。でも、私はこれ質疑に3問目に答えていただきたいとは思っておりませんけれども、少なくとも提案理由を述べるときには、3年間としたときには、経営改善と言った以上は、経営改善が図られなかったときにはどうするんだということまで、しっかりと話し合いをしていただいて、指定管理者のこういう提案をしていただきましたかったと、私はこれは要望にとどめておきますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。私は、めいりんの湯経営が困難であるということは、私もわかっております。皆さんもわかっておると思いますが、なぜ、中村議員ではなく、なぜ継続になったのか、めいりんの湯に指定管理者をするということになったのか、その理由をまずお聞かせください。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 政策推進課長。指定管理者を継続することになった理由ということですが、指定管理者制度を導入する以前より、施設の管理運営を委託をしております、利用者の利便性などを勘案すると、直営より経費節減につながる、それと利便性の向上などメリットがあるというようなことで、継続して指定管理者制度をするということになりました。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。指定管理者の指定は、一応公募ということになってるんですよね、原則では。今回は、当然公募はしなかったんだらうと思うし、してもなかったんだらうと思いますが、それで我々も去年特別委員会をつくって、提言書なるものを執行部に出したわけです。それで、去年が約1,000万円程度の黒字であったと、ことはちょっと状況が違うなという感じがするんです、去年は木城温泉の改修等もあって、かなり客が来たんじゃないかと、その結果が1,000万円の利益ということだらうと思いますが。

ちょうど9月が中間でありますので、中間の決算状況を前年度比と比べてどうあるのか伺いたいと思います。当然、これ、先ほど中村議員からもありましたように、議案として提案される以上、ある程度の説明資料等がないと判断できませんので、とりあえずは中間決算状況での去年との対比、増減どうあるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。指定管理者のこの申請の段階で、過去3年間の実績とそれから運営計画というのは出させてもらっております。ただ、上半期の営業部分の数値資料というのは、まだその、現在の経営状況を判断できるというような資料というのもございませんでしたし、それを作成して提出しろという依頼も受けておりませんでしたので。ただ、先ほど池田議員も分析されましたように、状況分析をされたように、経営の状況分析ですね、されましたように、私どもとしましては、特別委員会で申し上げましたように、第三セクターを指導管理する立場ということで、経営の部分の数値、月々の数値等は見させていただいております。その分の報告というものは、その中にさせていただきましたが、もちろんその決算とその決算の資料の開示も含めまして、株主総会等も開催しておりませんし、この数値をこの場でつまびらかにはできかねるものだらうと思っております。

そういう面で、あえて先ほどの私どもの立場として見た場合に、おっしゃるとおり、昨年と比べますと、確かに上半期、どこのいつの年もそうでしょうけれども、上半期と下半期は、全然違いますんで、その上半期については、確かに前年より厳しい状況があるろうというふうに判断をしております。当然、下半期の経営の努力とか、そういうものが必要だらうというふうには会社にはその点伝えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。予想どおりという感じがします。

そうすると、我々が出した提言書の中に、町長に対する債務保証という問題がありますが、この提言書の取り扱いは、今度新規に契約を結ぶわけですが、町長は社長でありますので、この提言書の債務保証の段階をどういうふうに対処されるのか、そのようにならない状況での経営が望ましいんですけども、この提言書に対して、どのような御見解であるのか伺いたいと思います。最後です。あとは、付託議案ですから、中間決算書も委員会に

出してみてくださいや。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時38分休憩

.....
午前10時41分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。池田議員の質問に、提言書はどうするのかと。今提言書に従って、私たちも、先ほどから課長も申ししておりますが、粛々と営業を進めております。一生懸命です、みんな。

○議長（山本 隆俊） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑終わります。

次に、議案第53号社会教育委員設置条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町債権管理条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 条例制定のメリットは何でしょうか。また、債権の範囲はどこまで及ぶのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、条例制定のメリットについてでございますが、これにつきましては、当条例を制定することにより、さらなる適正な債権管理ができるものと考えております。

債権の範囲につきましては、町民税、固定資産税等の町税、介護保険料、保育料等の強制徴収公債権、施設使用料、老人保護措置費負担金等の非強制徴収公債権、及び町営住宅使用料、水道料等の私債権であり、当町における全ての債権でございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 全ての債権、まして条例制定のメリットは、さらなる適正化という、今でもかなり、十分適正に、私は、住民の皆さんにも周知徹底が図られているように思うんですけども、さらなる適正化とは、どこの部分をどうゆうふうにしたいという、具体的なことがあっての、これは答弁かどうか。

それから、債権の範囲の中で、私がちょっと気になるのは、町税でもそうなんですけど、払いたくても払えないという人たちに対して、どのような流れで適正化を図っていかれる

つもりなのか。それと、例えば町営住宅などに関しては、保証人が存在しますよね。ほかのところでも、いろんな負担金についても、保証人などがもしいる場合については、どこまでそこが及ぶのか、債権の範囲が、やっぱりこの条例の範囲でどこまで及ぼしていくのかと。保証人については、ここに記載されておりませんので、そこまでは及ばないのかなというふうに思うんですけども、普通、債権といった場合には、大体保証人まで及ぶというところが、私は知る限りではそこまで及ぶとゆうふうに考えるんですが、そこまで考えたほうがいいのかどうかということも含めて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。お答えいたしたいと思います。

メリットの中で、どこまで適正かということではありますが、2つ目の、払いたくても払えない人はどうするのかということも含めて、※取れるところからは取る、取れないところからは取らないというふうなところを、しっかりと整理していきたいということで、この条例の制定でございます。

また、保証人はどうなるのかということでございますけれども、保証人に至るまで厳しい催告を行って行って、きれいな収納の方法、滞納処分の方法をとっていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この債権管理条例ちゅうのは、この条例は、債権管理条例の制定については、総務環境常任委員会でも、詳しく精査をしていきながら審査を行っていく部門ですので、詳しいことはそこの中で聞きたいなと思ったんですけど、今の答弁の中で、ちょっと私、これは、取れないところからは取らないという発言、答弁がありましたけど、これは、例えば国民健康保険税などは、もう所得の低い人ほど負担率は高いんですよ。率からいけば、所得の低い人は。だから、こういう人は、私の考えからしては、私の考える範囲からしては、取れないところから取れないというふうな範囲になるんですよ。じゃあ、その人たちは取らないんですよと、その範囲は、じゃあ、どこで決めるのかと。

生活保護基準よりも低い収入の人であっても、生活保護をもらわない、いや、私はただきたくないと言って、一生懸命、こういういろんな形で生活をされておられる方も、たくさんいらっしゃるわけですよ。でも、そういう人たちには、取れないところから取れないから、あんたのところからは取りませんよというふうにはならないと思うんです。そのところをどうするのかというところが聞きたいわけですよ。だから、取れないところからは取らないというのであれば、じゃあ、どうするのと、保険かけないのと、税金かけないのというふうになってくるじゃないですか。

だから、それをどうするのかということ、こう、余り——いいように言っていたくのは、確かにありがたいんですけど、私は、やっぱり議員として、取れないところからは取らないというのであれば、この発言は、ずっと生きてくると思うんですよ。じゃあ、もう、取れないところからは取らんらしいから、だから証明して、その、要するに、収入も

※後段に訂正あり

何もないよと、うちは丸裸よというところ証明して、取らんらしいよというふうに、じゃあなるのか。私、そういうふうにはならないと思うんですよ。だから、そういうふうに、やっぱり言葉というのは、ひとり歩きすると、すごく怖い部分があると思うんですよ。

だから、前のときの答弁でもやっぱあったんですけど、やはり収入の低いところの人たちには、やはり随時相談を受けていながら、例えば、生活保護受給を進めていったりとか、いろんな形にやっぱ相談をしながら、鋭意進めていきたいとかいう答弁があったんですけど、きょうは、はっきりですね、取れないところからは取らないというふうにおっしゃったものですから、できればここでちょっと、はっきりもう一度、それを確認しておきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。先ほどの取る、取らないという発言については、ちょっと訂正させていただきたいと思います。収納できる、できないということでありませぬ。

で、生活の苦しい人たちからは、その財産、所得のない人からどうするのかということになりますと、それについては、しかるべき調査等を行って、確かにそういう状況であるということが確認できれば、収納できない状況であるという確認ができれば、また、それについてもしかるべき措置がとれるようになるというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第55号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 総務徴税に関して、固定資産税分と説明がありましたけれども、内容的にはどのようなことですか。

農政企画費の補助金返還金が生じていますけれども、どのような理由でこのような状況が出てきたのか説明をお願いしたい。

保健体育費の発生原因は何か、これは不動産鑑定手数料です。

公園管理費の追加について、別途発生したのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。お答えいたします。

居住の用に供する土地については、課税標準の特例が適用されますけれども、平成24年度評価替えに伴って調査を行ったところ、過年度課税分について、課税標準の特例の適用ができていないものがありましたので、そのことで生じる税の差額を還付するものでございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。農政企画費の補助金返還金についての御

質疑であろうと思います。これは平成22年度に実施しました経営体育成交付金の融資主体型の補助事業に係る返還金でございます。

実施年度の翌年度に、その事業内容の確認検査等行いますが、その実施要領の解釈での間違いがあるとの指摘がありましたものですから、国、県及び事業の実施者との協議を行った結果、今回補助金を返還することとなったものでございます。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。保健体育費の不動産鑑定手数料の発生原因ということでございますが、これは以前から小丸河川敷広場の利用者団体等から要望のございましたトイレを設置するために、用地の確保の協議を行うための不動産鑑定手数料でございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。公園管理費の追加について、別途発生したのかという御質問であります。需用費につきましては、乗用モアの故障のための修繕費であり、別途発生したものであります。

委託料につきましては、本年度、地域の街区公園樹木の剪定及び消毒の要望等がございましたので、その要望に対応したため委託料に不足が生じるものであり、別途ではなく追加として計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この総務徴税に関しても、確かに総務環境常任委員会で詳しくするんですけども、私、特例の適用をしていなかったという答弁なんですけれども、金額的に大きかったんですから、特例を、これは事務の間違いじゃないかということで確認をしたら、それではないと、特例の適用をしてなかつただけだというふうにおっしゃったんです。私は、このことに対して、これだけ金額が大きいというのが非常に疑問視するわけですよ。これ過去にさかのぼって、高鍋町では10年分返還できるという要綱になっておりますけれども、じゃあ、10年分、一体何件ぐらい返還するのか、見直しをかけて、例えば逆に特例が生じてないのに取っていなかったと、いわゆる私たちが遡及できる、高鍋町が遡及できる事項というのは、一体何件ぐらいあって、金額的には一体どれぐらいになっているのか、きちんとした金額をこの場で述べていただきたいと、多分、これをちゃんと整理されたときに、その金額も恐らく出されているものだろうと思いますので、そこは答弁をお願いしたいと思います。

それともう一つは、平成22年度の農政企画費の問題です。これは、実施要綱について十分、やっぱり補助金を申請するときには、十分内容も周知徹底して本人にも意思確認、それで、本人ちゅうか経営体にもちゃんと確認をして、その要綱がこういうふうにするんですよということで、流れもきちんと説明してあると思うんです。でも、途中で補助金の返還が生じるちゅうことは、その要綱に従ってなかつたと、間違ったことをしてたのか

ということに捉えられるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

だから、何でその指導がうまくいかなかったのか、ただ補助金をもらえば、もらえればそれをどういうふうに使ってもいいというふうに考えていたものなのか、どうなのか、どういう、なぜこういう事態に陥ってきたのか、いうところが、非常に説明が不足していると思うんです。私、だから、これを、補助金を受けるときに、必ず実施要綱に基づいて、そして補助要綱に基づいて、かなり確認をしていくと思うんですよ。それで、やっぱりお金を出していくと思うんですが、でも、それができてなかったと、返還と。できていなかったというふうに、これ捉える、実施要綱について、やっぱり周知徹底が図られていなかったということにもつながるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

やはり、これを、担当するちゅうか、金額的にも結構多いですよ。だから、ただ単純に、じゃあ、補助金だから返せばいいだろうということではなくて、例えばその法人なり団体なり個人なりが、その補助金を受けた後、事業をしてなかったのか、してたのかということも含めてですよ、やはりそこはきちんと説明をしていただかないと、納得できない状況なんですよ。せっかく、国からの支援という形で、補助金で、こんなのが使えようだろうということで、やっぱり職員がこんなお金が使えようだろうということで提案して、農家なり経営体に提案をして、じゃあ、そのとおりやってみましょうというところで、話は十分過ぎて補助金は申請するものだというふうに、私は、思ってる部分があるものですから、だからぜひ、そのところがなぜこういう、ちょっと生じてきたのか、不足が生じてきたのか説明をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、小丸河川敷のトイレの設置のための不動産鑑定ということだったんですけれども、これ、具体的に、河川敷内なのか河川敷外なのかを含めて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。今回適用がされてなかった分についての件数ですけれども、60件程度あります。それと、逆に適用しなくていいのに適用していた件数と金額ということですが、件数は5件程度、金額については遡及はしませんので、26年度からの適用をしていたものを外すということになろうかと思っておりますので、金額は、ちょっと積算しておりません。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。この事業でございますけれども、22年度が新規の事業でございます。で、当初その事業を、まあ要綱とおっしゃいました、その事業実施者とあわせて町、県ともにその要綱等読み下しながら、事業採択、これはオーケーでないかということで採択をさした上で、整備計画書を作成して提出いたしました。ところが、その内示等の時期等がおくれましたために、その採択申請前にその事業者が自己資金で一部の機械を導入せざるを得なくなったものですから、その整備計画を途中で、また見直す中で、その、本来融資対象であるべきものの物件が外れるということになる事

態が発生しましたものですから、その中で改めて、その整備事業というものをつくり上げたときに、このままで何とかいけるのではないかと、そういう判断を県、私どもと事業者と一緒にして、なってこれはオーケーであろうと判断をしたところだったんですけれども、まあ、もちろんこれは国の事業でございますので、会検対象でございますから、その前段には、その検討材料、いろんな、討議、協議、適切かどうか云々というのをやっております。

その中で、これは果たして新たに見たときに、この整備計画の中に本当に十分に該当できるのかどうかという指摘が、国のほうから、県等もそうですけど、あったものですから、それを改めて見下してみたときに、いや、これ大丈夫だろうという判断を、こちら側はしていたものですから、それをそのまま採択の中で、何とか通してもらえないかという状況で進めていたんですけれども、最終的には、やっぱり、整備に関する事業費の取り扱いの考え方自体が、国のほうと我々県、町との考え方にそごが生じたというところから、こういう状況になったと思っております。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。先ほどの小丸河川敷運動広場用のトイレの場所なんですけど、河川敷外であります。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 総務徴税に関して、正直な話言うて、ちょっと、今の答弁で、特例をかけなくてよかったところにかけてたところが5件あると、それは26年度から外すだけと。その金額はどれぐらいかは、計算をされているのかいないのかっていうのはわかりませんが、結構ね、だから、特例をしなくちゃならないというところを何でしてないのかなっていうのがね。何でこんなことになるのかと。

だから、下水道の問題でもそうでしょう。下水道の問題でも、入力の間違いとかいうことで、結局、使用料を取っていなかったとかっていうことで出てくるわけですよ、金額的に。そして、これだけやっぱりお金を返していくとなると、これは今まで本当は、本当は、毎年やれてたことですよ。毎年やれてたことですよ。まあ、多分、内部で誰かが気づかれて、こういうふうな形で今度出てきたんでしょうけど。でも、普通は、150万円ならいざ知らず、1,150万円っちゃうのはちょっと考えられない金額だと思うんですよ。だから、その認識っちゃうのが、ちょっと、私に言わせればおかしいかなというふうに思うんですね。

それと、特例、要するに、特例をかけなくていいところにかけてたところちゃうことは、特例があるっちゃうことはわかってたわけですよ。特例があるちゃうことを忘れてて、すっかり忘れてて、全部にかけてなかったって、その特例をかけてなかったという件数がゼロっていうのなら、ああ、特例があったのにもかかわらず、全部、特例を当てはめてなかったんだなというふうに理解できるんですけど、特例があるちゃうことは理解できてたのは、この5件の問題であるわけですよ、特例っていうのがあるんだと、これ

にはかかるんだということがあると思うんですよ。で、今さらになって、あったということとで返還するということになってくると、非常に、私は、ちょっと違うかなって感じがするんですよ。

まあ、それは、もう、委員会でもしますけど、でもここだけは、特例っていう認識がなかったのかどうか、なぜ、この問題が発生、この予算を提案するに至ったのか、その至るまでの経緯、流れを、できればここで最後にはしっかり説明していただきたいと思うんです。

あとはまた、しっかりと委員会のほうでやりますので、その流れだけ、しっかりと答弁をしてください。

それから、これ、農政企画費の補助返還についても同じだと思うんです。まあ、補助金が出るのが遅かったのか、遅くなかったのか、そして、自己資金で整備をしたのが、どういう流れで自己資金で整備をしたのかどうかという、私は流れはわかりませんよ。だけど、補助金が出るだろうということを前提に、前提に、自己資金で、もし、整備をしたらいけないよということは、しっかりと相手側には伝えてあったと思うんですよ。出てからしてよ。緊急を除く場合には、やっぱりこういう補助金の要綱に従って、ちゃんとできてるかどうかというのを確認しながら、チェックしながら、補助金っていうのはやるわけですよ、ある意味。

特に、国が絡んでる補助金の場合は、そこは厳しく、多分、精査していくと思うんです。そして、どこの部分がかかる、かからないっていうことも、恐らく、しっかりと担当者とは話し合いをしてきてると思うんです。それができてないということになると、事務的に、非常に問題があるんじゃないかと。問題が生じてるんじゃないかと。

例えば、ここが、担当者がかわって、送りがうまくいかなかったとかいうことならば、それはまた、それもあり得るかなというふう思うんですけども、こういう仕事をする場合、ある程度、やっぱり一貫性を持った職員配置っていうのをしっかりしていかないと、こういうことが、補助金の返還が、やっぱり出てくるということにもなりかねないかなと。

これからまた、いろんな事業をするに当たって、あれは間違っていました、要綱が違っていました、本人は違うこととしてますっていうふうになったら、補助金の返還もまた求められるんじゃないかなというふう思うんですよ。そうってから、補助金の返還を、じゃあ、やってくれということになった場合、本人がもう使ってしまったお金を、じゃあ、どうやって返還するのかということにもつながりかねない状況が、恐らく、これで出てくるだろうと思うんです。

だから、こういうことがしょっちゅうあっては困りますけれど、まあ、補助金の返還で余った分とか、この分は事業としてしなかったからこの分は返しますよということは、それは年度末に幾つかございますよね。だけど、こういった形で、やっぱり補助金の、全額をちゃんとこう返すっていうこと自体が、事業そのものが、じゃあ、どうなのか、うまくいかなかったんじゃないかというふう思っちゃうじゃないですか。一応大体補助金っち

ゆうのは50%だから、大体3,000万円ぐらいの事業だったというふうに判断すると、まあ、二千どれぐらいの事業だったのかなと、その事業がどうかなというふうに考えていくわけじゃないですか。まあ、いや、1,100万円ですね。だから補助金の返還が、でも1,430万4,000円とあるから、これ50%ぐらい、100%事業ですか、100%事業だったら、もうあれなんですけど、そこ辺のところも率も含めて、答弁をお願いしたいと思います。

だから、補助内容についても詳しく説明をしていただきたいと思います。どういった内容か。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。住宅用地特例の認識があったかについては、資産税係は入力するときには、土地係と建物担当がありますけれども、それぞれ連携して、入力する作業はきちんとやって、現在のところ、やっておるところです。

また、適用されるはずがないのにされていた件数が5件あるが、ということですが、これも、これについても、多分、建物が滅失されたときに、そのときに確認が漏れておったんじゃないかなというふうに思います。

また、これまでの経緯についてでございますけれども、現況地目が「宅地」について1万筆程度の情報をコンピューターから取り出しまして、全て精査して、怪しいものを全て、その中からまた抽出しまして、それについて1筆ごとに確認作業をしまして、その原因と現地の確認を各筆ごとにやって、出しましたところ、最終的に精査したものが60件程度になって、この還付の金額になったということでございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。1点、御質疑の中で、誤解を多分してらっしゃる部分があるかと思うんですけれども、農政企画費の負担金補助及び交付金のその1,400万円云々っていいますのは、これは補助金の返還金ではございません。補助金を出せなくなったって部分の数字でございまして、残りの280万幾らが返還金ということでございます。

その旨で、そういう意図で御回答いたしますけれども、ここでその事業実施者がどうだ、どこだとかいう部分については避けさせてもらいますけれども、先ほども申し上げましたように、当然、その事業を実施する段階、この事業を採択させる段階では、しっかり事業者とも、私ども、県とも含めて、一緒になって説明をして、これは十分いけるという判断のもとに、採択を申請をいたしました。ですが、中には、途中で、そういう条件等の変更等が出てきたときに、全体事業費の中で、例えば、全体のその事業の中のその部分、整備事業の中からその一部分が外れたときに、じゃあ、どういった対応でこの事業が行えるかっていうことを、ずっとやりながらも、この2年間ほどいろいろやってきたんですけれども、中には、時々、少しでも軽減になるような方法はないかとかいうことも対策も練りながら持っていったんですけれども、最終的に全体事業がもうこれはもう要件に該当しなく

なるぞという、国のほうの意向だったものですから、その辺については、合わないという見解を出された以上、私どもはあくまでも適正であった形で申請をしたっていうふうな判断をして、事業者の方もそういうつもりでずっとやってきたんですが、今回、最終的にそういう判断を出されましたものですから、事業者の方にもしっかり了解いただいて、それは全額っていうことで了解をいただいたっていう経緯がございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 1件伺います。

農地費の中に、尾鈴土地改良事業の中で畜産用水利用促進調査負担金という、まあ5万円ですが、ありますが、これはどこに拠出するのか、そして、これは何の目的なのか、まず伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。宮崎畑地かんがい営農基盤整備事業の畜産用水利用促進調査業務委託という事業でございます。

25年度分と26年度分の2年度分に分かれるんですけども、要は、尾鈴土地改良の事業におきまして、今、県営事業、随時着手をしまして、整備を進めてるところなんですけれども、国営事業の計画面積の整備完了までに、まだ年数が相当ございます。予想されます。そのため、尾鈴関連の県営事業が完了するまでの間、かんがいの水利権の範囲内で国営受益地内にある畜産農家に畜産用水として、暫定的に水利用を行えるようにするための調査を県単事業として行うものでございます。（発言する者あり）

失礼いたしました。私ども高鍋町と川南町——都農町はございませんから——2町で川南町に出すこととなります。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 何となくわかったようなわからんようなことだが、これ、基本的に、かんがい用水ですから、米、稲作もつくれないという状況のかんがい用水事業ですよ、この尾鈴畑かんは。ましてや、これ、当初から言われておった切原ダム自体がかんがい用水を満たすだけの能力があるのかというのが懸念されたダムですよ。それでありながら、ましてや、その改良法の中において、畜産用の利用ができるのかということは、私はちょっと理解できんとですが。これは、拠出するところはどこと言われたですか。川南町と言われたんですよ。町と言われたですね。えっ、これ、協議会か何かですか。（発言する者あり）私の質問じゃけん、そこでいい、というのは、どこかて聞きよるだけやから。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前11時38分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

2問目の途中ですので、引き続きお願いします。

○6番(池田 堯君) どこに拠出すつとですか。川南町ですか。(発言する者あり) いやいや、終わったら、次できんがな。3問しかできんちゃかい。1問目で聞いたはずじゃから、どこじゃったかなと思って。(発言する者あり) 川南町ですね。町ですね。わかりました。

私が危惧すつとはですよ、その、水が、暫定的とは言われたけど、これは改良法自体のクリアはなされとるんですかね。

まあ、尾鈴畑かん事業自体、当初からかんがい用ということで、畜産はもとより、稲作もレンコンもつくったらいかんというふうな規制がかかっておったと思うんですが、これをする必要は暫定的なものであって、将来的にはこれ何ですか、調査の結果、目的外利用の水利権を獲得した上での、まあ、一ツ瀬と同じような状況で水を使うと、畜産用に使うということが目的であろうと思うんですが、切原ダム自体、水がないという危惧されるダムでありながら、こういう調査予算が出る、まあ、負担金も出して調査をするということは、水の使用量が少ないというふうに判断していいんですかね。ましてや、今、県営事業の途中ですが、こういう畜産用利用の関する調査なんてしていいんでしょうかね。そこら辺伺いたいんです。

○議長(山本 隆俊) しばらく休憩します。

午前11時43分休憩

.....

午前11時43分再開

○議長(山本 隆俊) 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長(田中 義基君) 先ほどの水の不足云々ということにつきましては、中村議員のほうでも答弁しましたとおりでございます。

今回のこの事業に係りましては、かんがい水利権の範囲内で、その畜産農家に対して暫定的に水入れを行うってことを国交省のほうとも検討済みでございますし、そういう内容でやってくれ、ただし、先ほど申し上げました、あくまでも暫定的でございますから、おっしゃるように、水が、もし、水といいましようか、完了がしてしまった段階で、水利権等の供用の水の量が超えてしまうというような状況になるとすれば、当然、こちらの調査をして、まずは調査ですけどね、調査をした上で配水したとしても、それは中止していただく以外はないというふうに判断をしておりますが。

その後の御質問は、こちらでどうこうと言うことではないだろうと思います。(発言する者あり)

○議長(山本 隆俊) 6番、池田堯議員。

○6番(池田 堯君) 6番。それじゃあ、会議録に残せと言われるからですな。

改良法に違反しないということであれば、どこを適用して、要するに、改良法自体の申

請の段階で、今回の畜産用が利用できるというところは、どこに申請の段階であるのか。もう最後ですから。まあ、委員会で慎重審査はされるとは思いますが。お答えください。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。あくまでも国交省、国のほうの指示といひましようか、こういう制度ができますよということで、私どもも、それを今回調査をさせていただくことになりますけれども、都城のほうでも新たにまた、去年、ことしからかな、そういう制度を設けてそういう事業をやるということでございますんで、土地改良法の云々っていう部分の解釈っていうのは間違いないっていう判断をさせてもらってます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第56号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号から議案第55号の7件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ、所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号から議案第55号の7件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案第56号につきましては、議長を除く14名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号につきましては、議長を除く14名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩したいと思います。

第3会議室のほうにお集まりください。

午前11時48分休憩

.....
午前11時50分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

先ほどの特別会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、正・副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

特別会計予算審査特別委員会委員長に柏木忠典議員、同副委員長に岩崎信や議員が互選されました。

○議長（山本 隆俊） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日は散会します。

13時から特別委員会を始めたいと思いますので、第3会議室のほうにお集まりください。

午前11時50分散会
